

有機加工食品の日本農林規格（令和4年9月1日財務省・農林水産省告示第18号）（正誤）

2 ページ 第4条表中原材料及び添加物（加工助剤を含む。）の項基準欄中

誤：日本農林規格等に関する法律第10条

正：日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条

5～6 ページ 別表1 添加物の表

誤：

別表1 添加物

(略)	(略)	(略)
416	カラヤガム	畜産物の加工品に使用する場合には、乳製品又は菓子類に使用するものに限ること。
440	ペクチン	畜産物の加工品に使用する場合には、乳製品に使用するものに限ること。
307b	ミックストコフェロール	畜産物の加工品に使用する場合には、食肉の加工品に使用するものに限ること。
(略)	(略)	(略)
	酸素	
(略)	(略)	(略)

正：

別表1 添加物

(略)	(略)	(略)
416	カラヤガム	畜産物の加工品に使用する場合には、乳製品又は菓子類に使用するものに限ること。
	カゼイン	農産物の加工品に使用する場合には限ること。
	ゼラチン	農産物の加工品に使用する場合には限ること。
440	ペクチン	畜産物の加工品に使用する場合には、乳製品に使用するものに限ること。
	エタノール	畜産物の加工品に使用する場合には、食肉の加工品に使用するものに限ること。
307b	ミックストコフェロール	畜産物の加工品に使用する場合には、食肉の加工品に使用するものに限ること。
(略)	(略)	(略)
948	酸素	
(略)	(略)	(略)